平成２４年（フ）第２６８３号
横浜市瀬谷区南台１丁目37番地７　アトリウムビル302
債務者　大屋　　勝
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７７５号
横浜市港北区樽町３丁目11番38号
債務者　三田　雅明
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２０号
静岡県浜松市南区安松町44番地の３
債務者　外山ときゑ
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８号
静岡県浜松市南区白羽町2379番地の２　中田島団地Ｃ11―102
債務者　渡邊　英子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
静岡県浜松市中区中島３丁目９番５号　ブルーハイツ201号室、前住所静岡県浜松市中区中島３丁目26番15号　アクト中島101
債務者　伊澤　孝正
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

財産状況報告集会等及び一般調査期日変更

平成２４年（フ）第１８２号
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目９番８号、開始決定時の住所奈良県大和高田市南陽町14番26号
破産者　阪本　清士
１　財産状況報告集会・廃止意見聴取集会・計算報告集会・一般調査期日　平成25年３月25日午前10時10分
２　決定年月日　平成25年１月24日
奈良地方裁判所葛城支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第９３５号
栃木県鹿沼市東町３丁目４番13号
破産者　株式会社ヤママル
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０２号
栃木県栃木市鍋山町592番地
破産者　永島　良雄
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４４号
愛知県江南市前野町西261番地
破産者　吉田造園土木株式会社
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３４号
三重県松阪市南町279番地１
破産者　村田　信之
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８号
京都府綾部市高津町西ノ坪45番地１
破産者　大輝建設株式会社
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１１４１号
福岡市城南区片江３丁目39番22号
破産者　株式会社村上工務店
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５７号
福島県二本松市郭内１丁目195番地15
破産者　高野　弘一
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７３号
横浜市中区山下町211番地４デュオ・スカーラ横濱山下町701号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区山下町93番地３リブゼ横浜山下公園703号室
破産者　株式会社ブランド・オフ
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０８号
大阪府大東市新田北町２番22号
破産者　株式会社中野精研工業所
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７号
兵庫県洲本市栄町２丁目３番35号
破産者　兵庫ツーリスト株式会社
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４６１号
愛媛県松山市南久米町512番地
破産者　四国資材有限会社
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２２７４号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字北天神脇38番地１　レオパレス白沢111号
破産者　竹内　正明
１　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
２　一般調査期日　平成25年３月７日午後１時30分
平成25年１月25日
名古屋地方裁判所民事第２部